

# 平成20年度市町村普通会計決算の概要について

平成21年10月5日

## 1 決算規模

総合政策部市町村課

県内30市町に係る平成20年度普通会計\*1の決算規模は、歳入歳出とも2年連続で前年度を上回った。  
 歳入 7,159億円（対前年度比144億円、2.1%増）  
 歳出 6,766億円（対前年度比42億円、0.6%増）

### (1) 市町村別普通会計決算額

（単位：百万円、%）

市町村名	歳入			歳出		
	決算額	増減額	伸び率	決算額	増減額	伸び率
1 宇都宮市	178,907	6,943	4.0	166,582	1,693	1.0
2 足利市	49,435	1,208	2.5	48,062	1,247	2.7
3 栃木市	25,580	△ 694	△ 2.6	24,784	△ 766	△ 3.0
4 佐野市	42,281	△ 2,042	△ 4.6	41,103	△ 1,568	△ 3.7
5 鹿沼市	37,497	△ 930	△ 2.4	36,630	△ 916	△ 2.4
6 日光市	40,123	△ 719	△ 1.8	38,403	△ 1,257	△ 3.2
7 小山市	53,034	△ 531	△ 1.0	51,238	△ 476	△ 0.9
8 真岡市	34,001	4,585	15.6	30,278	3,110	11.4
9 大田原市	30,015	211	0.7	28,730	49	0.2
10 矢板市	12,173	92	0.8	11,694	230	2.0
11 那須塩原市	47,508	6,012	14.5	44,592	4,446	11.1
12 さくら市	15,515	277	1.8	14,120	△ 85	△ 0.6
13 那須烏山市	11,332	△ 508	△ 4.3	10,927	△ 546	△ 4.8
14 下野市	19,965	55	0.3	18,930	76	0.4
市計	597,367	13,959	2.4	566,073	5,237	0.9
15 上三川町	10,226	△ 2,901	△ 22.1	9,616	△ 3,119	△ 24.5
16 西方町	2,880	165	6.1	2,624	202	8.3
17 益子町	7,529	855	12.8	6,855	509	8.0
18 茂木町	7,862	△ 17	△ 0.2	7,469	11	0.2
19 市貝町	5,055	523	11.5	4,759	606	14.6
20 芳賀町	9,606	353	3.8	8,932	339	3.9
21 壬生町	11,562	446	4.0	10,737	88	0.8
22 野木町	6,365	△ 93	△ 1.4	5,793	△ 154	△ 2.6
23 大平町	8,324	615	8.0	7,820	426	5.8
24 藤岡町	5,279	100	1.9	4,892	94	2.0
25 岩舟町	5,385	180	3.5	4,994	63	1.3
26 都賀町	4,128	147	3.7	3,603	△ 141	△ 3.8
27 塩谷町	5,049	136	2.8	4,816	110	2.3
28 高根沢町	8,939	△ 908	△ 9.2	8,476	△ 961	△ 10.2
29 那須町	10,347	233	2.3	9,771	237	2.5
30 那珂川町	9,983	595	6.3	9,364	633	7.3
町計	118,518	429	0.4	110,521	△ 1,057	△ 0.9
県計	715,885	14,388	2.1	676,594	4,180	0.6

※ 表内の数値は、表示単位未満での端数調整をしていないため、計が合わないことがある。  
 （以下の表について同じ）

### (2) 歳入の増加額及び増加率の大きい団体（増加に寄与した主な歳入項目及びその影響額）

- ・増加額 ① 宇都宮市 69億43百万円（定額給付金に係る国庫補助金 + 79億12百万円）
- ② 那須塩原市 60億12百万円（合併特例債の発行 + 46億85百万円）
- ③ 真岡市 45億85百万円（真岡小・久下田小改築に係る国庫補助及び起債 + 13億97百万円）
- ・増加率 ① 真岡市 15.6% ※増加額と同じ
- ② 那須塩原市 14.5% ※増加額と同じ

### (3) 歳入の減少率の大きい団体（減少に寄与した前年度の主な歳入項目及びその影響額）

- ・減少率 ① 上三川町 △22.1%（地域活性化事業債の発行 △ 14億43百万円）

### (4) 歳出の増加額及び増加率の大きい団体（増加に寄与した主な事業及びその影響額）

- ・増加額 ① 那須塩原市 44億46百万円（第二期ごみ処理施設整備事業負担金 + 49億67百万円）
- ② 真岡市 31億10百万円（真岡小・久下田小改築事業 + 18億05百万円）
- ・増加率 ① 市貝町 14.6%（道の駅整備事業 + 1億14百万円）
- ② 真岡市 11.4% ※増加額と同じ
- ③ 那須塩原市 11.1% ※増加額と同じ

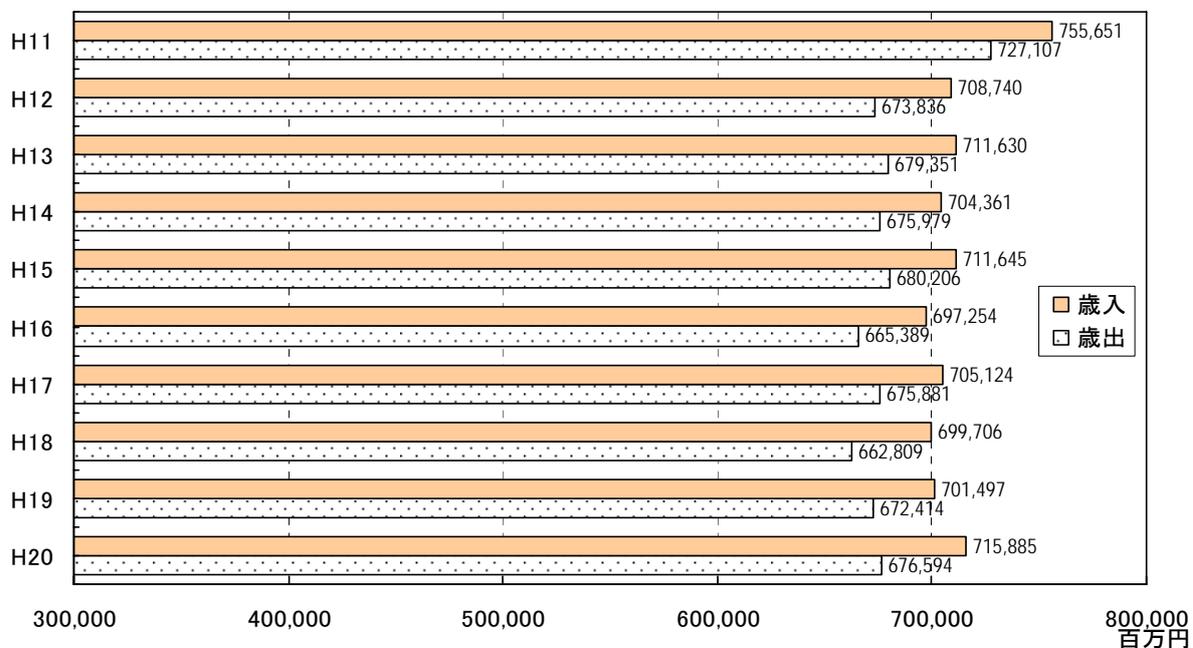
### (5) 歳出の減少額及び減少率の大きい団体（減少に寄与した前年度の主な事業及びその影響額）

- ・減少額 ① 上三川町 △31億19百万円（総合保健福祉センター建設事業 △ 26億11百万円）
- ・減少率 ① 上三川町 △24.5% ※減少額と同じ
- ② 高根沢町 △10.2%（宝積寺駅周辺整備事業 △ 8億58百万円）

(6)決算規模の推移

(単位：百万円、%)

年 度	歳 入			歳 出		
	栃 木 県		(参考)	栃 木 県		(参考)
	決 算 額	伸 び 率	全 国 伸 び 率	決 算 額	伸 び 率	全 国 伸 び 率
11	755,651	4.7	2.4	727,107	5.6	3.0
12	708,740	△ 6.2	△ 4.9	673,836	△ 7.3	△ 5.3
13	711,630	0.4	△ 0.1	679,351	0.8	0.1
14	704,361	△ 1.0	△ 2.1	675,979	△ 0.5	△ 1.9
15	711,645	1.0	△ 0.7	680,206	0.6	△ 0.8
16	697,254	△ 2.0	△ 1.0	665,389	△ 2.2	△ 1.0
17	705,124	1.1	△ 0.2	675,881	1.6	△ 0.3
18	699,706	△ 0.8	△ 2.2	662,809	△ 1.9	△ 2.2
19	701,497	0.3	0.2	672,414	1.4	0.5
20	715,885	2.1	1.5	676,594	0.6	0.4



\*1 普通会計…財政分析に用いられる理論上の会計区分。総務省の定める基準により各市町の会計を再構成したもの。一般会計と、公営事業会計を除くすべての特別会計との合算額から、各会計間の繰入れ、繰出し等、相互に重複する部分を控除したものである。

※公営事業会計…地方公共団体の経営する公営企業と、国民健康保険事業、老人保健医療事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業、収益事業に係る会計の総称。

※公営企業……地方公共団体が経営する水道事業、下水道事業、病院事業などの事業のこと。主として事業運営のための経費を事業運営に伴う収入をもって賄っている事業である。

## 2 決算収支

- 形式収支、実質収支\*1 ともに全団体が黒字
- 実質単年度収支\*2（市町村単純計） 41億85百万円の収支改善により、92百万円と2年ぶりの黒字

### (1) 収支の状況

形式収支（歳入総額－歳出総額）……………全団体黒字  
392億91百万円（対前年度比102億09百万円、35.1%増）

実質収支（形式収支－翌年度に繰り越すべき財源）…全団体黒字  
224億66百万円（ 同 25億62百万円、10.2%減）

単年度収支\*3（20年度実質収支－19年度実質収支）……17団体が赤字  
△27億12百万円（ 同 37億45百万円、58.0%増）

実質単年度収支（単年度収支＋積立金＋繰上償還金－積立金取崩額）…8団体が赤字  
92百万円（ 同 41億85百万円、102.2%増）

### (2) 決算収支一覧

（単位：百万円、%）

区 分	栃 木 県				(参考) 全国伸び率
	平成20年度	平成19年度	増減額	伸び率	
1 歳入総額	715,885	701,497	14,388	2.1	1.5
2 歳出総額	676,594	672,414	4,180	0.6	0.4
3 形式収支 (1-2)	39,291	29,082	10,209	35.1	46.7
4 翌年度に繰り越すべき財源	16,824	4,055	12,769	314.9	
5 実質収支 (3-4)	22,466	25,028	△ 2,562	△ 10.2	△ 0.6
6 単年度収支	△ 2,712	△ 6,457	3,745	58.0	94.7
7 積立金	5,953	6,786	△ 833	△ 12.3	
8 繰上償還金	2,564	1,183	1,381	116.7	
9 積立金取崩額	5,713	5,605	108	1.9	
10 実質単年度収支 (6+7+8-9)	92	△ 4,093	4,185	102.2	549.3

※ 平成20年度決算数値には真岡・二宮清掃事務組合の解散に伴う剰余金の新市への加算分が含まれるため、平成20年度単年度収支が「平成20年度実質収支－平成19年度実質収支」と一致しない。

### (3) 決算収支等の推移

年 度	実質収支			単年度収支		実質単年度収支		実質収支比率*4	
	栃 木 県		(参考) 全国伸び率	栃 木 県		栃 木 県		栃木県平均	全国平均
	決算額	伸び率		決算額	赤字団体数	決算額	赤字団体数		
16	26,011	4.7	0.9	1,164	22/44	1,305	23/44	7.6	5.0
17	22,926	△ 11.9	2.0	△ 3,117	19/33	△ 5,714	21/33	7.3	4.8
18	31,306	36.6	6.0	8,375	10/31	6,661	12/31	8.0	4.5
19	25,028	△ 20.1	△ 10.4	△ 6,457	19/31	△ 4,093	22/31	7.5	
20	22,466	△ 10.2	△ 0.6	△ 2,712	17/30	92	8/30	7.1	

\*1 実質収支……形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いたもの。これが赤字だと「赤字団体」と称される。純剰余または純損失を表す。

\*2 実質単年度収支……単年度収支に、実質的な黒字要素である財政調整基金積立額・地方債繰上償還額を加え、実質的な赤字要素である財政調整基金取崩額を控除したもの。

\*3 単年度収支……当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いたもので、当該年度のみ収支を明らかにしようとするもの。

\*4 実質収支比率……実質収支を標準財政規模で割ったもの。実質収支の程度を示す指標であり、黒字幅が大きいほど良いというものではなく、一般的には、3～5%程度になることが望ましいと考えられている。表の数値は、単純平均である。

### 3 歳入

○ 地方税、地方消費税交付金\*1をはじめ、税に関連する歳入が減少し、地方特例交付金等\*2、地方交付税\*3、国庫支出金\*4等が増加

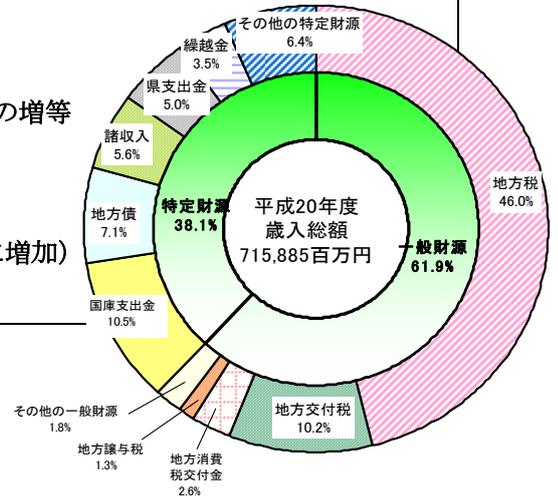
**【減少】**

- ・ 地方税 (△0.5%) 法人市町村民税の減等により5年ぶりの減
- ・ 地方消費税交付金 (△5.9%) 景気低迷による地方消費税の減

**【増加】**

- ・ 地方特例交付金等 (+79.9%) 減収補てん特例交付金(住宅ローン減税分)及び地方税等減収補てん臨時交付金(道路特財暫定税率失効期間分)の交付等による増(\*2参照)
- ・ 地方交付税 (+8.7%) 国の交付税総額の増  
(普通交付税 +9.5% 特別交付税 +4.5%)
- ・ 国庫支出金 (+20.6%) 定額給付金事業の実施による事業費の増等により2年連続の増

○ 一般財源の歳入に占める割合 1.0ポイント低下の61.9%  
国庫支出金、地方債(臨時財政対策債の発行増により5年ぶりに増加)等の特定財源の伸びが一般財源を上回ったため



(1) 歳入一覽

(単位：百万円、%)

区 分	平成20年度					平成19年度		
	栃木県				(参考) 全国 伸び率	栃木県		
	金額 (a)	構成比	増減額 (a-b)	伸び率		金額 (b)	構成比	伸び率
1 地方税	329,480	46.0	△ 1,755	△ 0.5	0.4	331,235	47.2	7.1
2 地方譲与税	9,165	1.3	△ 336	△ 3.5	△ 3.8	9,501	1.4	△ 60.5
3 利子割交付金	1,119	0.2	10	0.9		1,109	0.2	34.6
4 配当割交付金	356	0.0	△ 628	△ 63.8		984	0.1	10.9
5 株式等譲渡所得交付金	207	0.0	△ 361	△ 63.6		568	0.1	△ 12.6
6 地方消費税交付金	18,936	2.6	△ 1,177	△ 5.9		20,113	2.9	△ 1.4
7 ゴルフ場利用税交付金	2,163	0.3	△ 36	△ 1.6		2,199	0.3	1.3
8 特別地方消費税交付金	0	0.0	△ 1	皆減		1	0.0	5.9
9 自動車取得税交付金	4,687	0.7	△ 931	△ 16.6		5,618	0.8	0.8
10 国有提供施設等助成交付金	71	0.0	△ 4	△ 5.2		75	0.0	4.6
11 地方特例交付金等	3,643	0.5	1,618	79.9	84.2	2,025	0.3	△ 74.2
12 地方交付税	73,099	10.2	5,827	8.7	3.7	67,272	9.6	△ 4.6
13 交通安全対策特別交付金	414	0.1	△ 49	△ 10.6		463	0.1	△ 0.4
小 計 (一般財源)	443,339	61.9	2,177	0.5	0.7	441,162	62.9	△ 0.4
14 分担金・負担金	5,895	0.8	304	5.4		5,591	0.8	2.3
15 使用料・手数料	17,690	2.5	212	1.2		17,478	2.5	0.8
16 国庫支出金	75,375	10.5	12,866	20.6	14.3	62,509	8.9	13.8
17 県支出金	35,919	5.0	679	1.9	△ 0.3	35,240	5.0	10.0
18 財産収入	3,403	0.5	△ 2,984	△ 46.7		6,387	0.9	19.5
19 寄附金	248	0.0	△ 41	△ 14.2		289	0.0	60.6
20 繰入金	18,569	2.6	737	4.1		17,832	2.5	△ 9.5
21 繰越金	24,699	3.5	△ 6,288	△ 20.3		30,987	4.4	20.8
22 諸収入	40,179	5.6	2,860	7.7		37,319	5.3	△ 4.6
23 地方債	50,569	7.1	3,866	8.3	0.6	46,703	6.7	△ 18.3
臨時財政対策債*5以外	34,455	4.8	1,222	3.7	2.9	33,233	4.7	△ 20.1
臨時財政対策債	16,114	2.3	2,644	19.6	△ 5.3	13,470	1.9	△ 13.4
小 計 (特定財源)	272,546	38.1	12,211	4.7		260,335	37.1	1.3
歳 入 合 計	715,885	100.0	14,388	2.1	1.5	701,497	100.0	0.3
自主財源 (1+14+15+18~22)	440,162	61.5	△ 6,956	△ 1.6		447,118	63.7	5.9
依存財源 (2~13+16+17+23)	275,722	38.5	21,343	8.4		254,379	36.3	△ 8.4

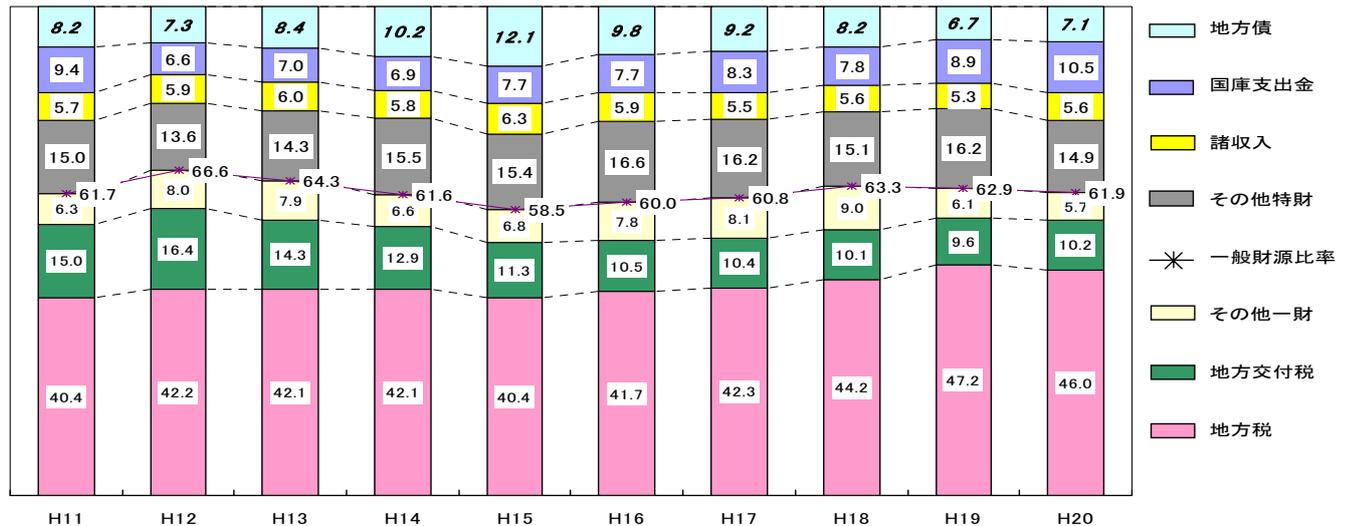
(2) 地方税の内訳一覧表

(単位：百万円、%)

区 分	平成 20 年 度					平成 19 年 度		
	栃 木 県				(参考) 全 国 伸 び 率	栃 木 県		
	金 額 (a)	構 成 比	増 減 額 (a-b)	伸 び 率		金 額 (b)	構 成 比	伸 び 率
1 普通税	309,951	94.1	△ 1,934	△ 0.6		311,885	94.2	7.5
(1) 法定普通税	309,951	94.1	△ 1,934	△ 0.6		311,885	94.2	7.5
ア 市町村民税	144,418	43.8	△ 3,093	△ 2.1		147,511	44.5	14.3
(ア)個人分	105,549	32.0	2,996	2.9	2.1	102,553	31.0	22.2
(イ)法人分	38,868	11.8	△ 6,090	△ 13.5	△ 8.7	44,958	13.6	△ 0.5
イ 固定資産税	149,171	45.3	1,820	1.2	1.7	147,351	44.5	2.2
ウ 軽自動車税	3,126	0.9	109	3.6		3,017	0.9	5.2
エ 市町村たばこ税	13,207	4.0	△ 753	△ 5.4	△ 5.2	13,960	4.2	△ 0.6
オ 鉱産税	30	0.0	△ 3	△ 9.1		33	0.0	△ 5.7
カ 特別土地保有税	0	0.0	△ 13	△ 98.9		13	0.0	116.7
(2) 法定外普通税	0	0.0	0	—		0	0.0	—
2 目的税	19,529	5.9	179	0.9		19,350	5.8	1.0
(1) 法定目的税	19,529	5.9	179	0.9		19,350	5.8	1.0
ア 入湯税	959	0.3	△ 11	△ 1.1		970	0.3	1.0
イ 事業所税	2,898	0.9	52	1.8		2,846	0.9	3.0
ウ 都市計画税	15,672	4.8	138	0.9	1.9	15,534	4.7	0.7
(2) 法定外目的税	0	0.0	0	—		0	0.0	—
合 計	329,480	100.0	△ 1,755	△ 0.5	0.4	331,235	100.0	7.1

歳入の構成比推移

(%)



- \*1 地方消費税交付金……国から県に払い込まれた税額を各都道府県間で清算し、清算後の地方消費税に相当する金額の2分の1を、市町村の人口と従業者数によりあん分して、県内の市町村に地方消費税交付金として交付される交付金。
- \*2 地方特例交付金等……児童手当法の改正に伴う地方の負担増や、税制改正による地方税の減収の一部補てん等のため、法律により特例的に交付される交付金。平成20年度は、個人住民税における住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の実施に伴う「減収補てん特例交付金」及び道路特定財源の暫定税率の失効期間中（平成20年4月分）における地方公共団体の減収を補てんするため、平成20年度限りの措置として、「地方税等減収補てん臨時交付金」が交付された。
- \*3 地方交付税……地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税それぞれの一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付する税。地方交付税には、一定の算式により交付される普通交付税と災害等特別の財政事情に応じて交付する特別交付税がある。
- \*4 国庫支出金……国が地方公共団体に対して支出する負担金、委託費、または特定の施策の奨励若しくは財政援助のための補助金等。
- \*5 臨時財政対策債……地方財源の不足に対処するため、従来の交付税特別会計借入金による方式にかえて、平成13～21年度に限り発行される赤字地方債。その元利償還金については、次年度以降の普通交付税の基準財政需要額に全額算入される。

#### 4 歳出

##### (1) 目的別歳出

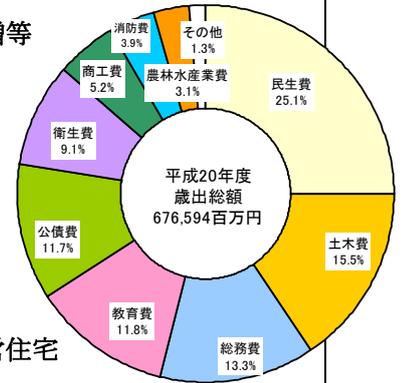
○民生費、衛生費、商工費、教育費等が増加し、総務費、土木費、消防費等が減少  
 ※20年度に交付を受けた定額給付金事業費(含:事務費)については、概ね次年度に繰越

##### 【増加】

- ・ 民生費 (+2.9%) 生活保護費、児童手当費や障害者自立支援給付費の増等  
 ※民生費は、平成14年度以降、歳出に占める割合が最も大きい項目であるが、構成比は25.1%となり、初めて4分の1を超えた。
- ・ 衛生費 (+5.4%) 那須塩原市の第二期ごみ処理施設整備事業負担金の増等
- ・ 商工費 (+8.4%) 中小企業融資預託事業の増等
- ・ 教育費 (+1.3%) 小学校建設事業費、小学校改築事業費の増等

##### 【減少】

- ・ 総務費 (△2.8%) 宇都宮市の公共施設等整備基金積立金の減等
- ・ 土木費 (△2.5%) 佐野新都市開発整備事業推進費、矢板市の上太田市営住宅建替事業、小山駅東口新都市整備事業費の減等
- ・ 消防費 (△5.8%) 宇都宮市の消防施設建設費、さくら市の防災行政無線施設整備事業の減等



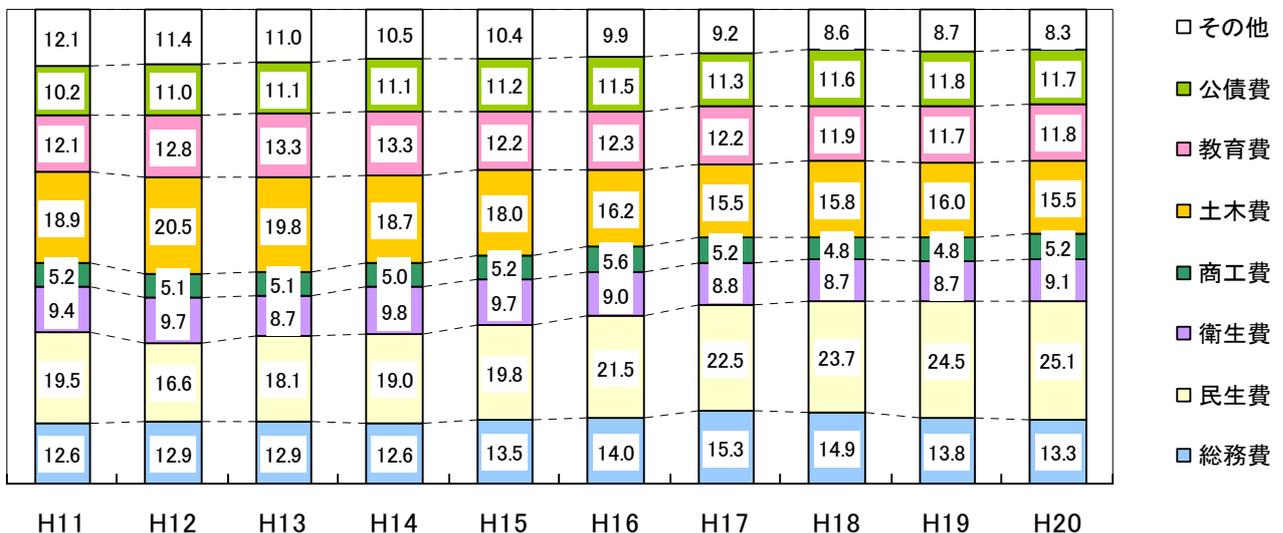
##### (2) 目的別歳出一覧

(単位: 百万円, %)

区分	平成20年度				(参考) 全国 伸び率	平成19年度		
	栃木県					栃木県		
	金額 A	構成比	増減額 A-B	伸び率		金額 B	構成比	伸び率
1 議会費	6,017	0.9	△99	△1.6		6,116	0.9	△5.2
2 総務費	89,854	13.3	△2,623	△2.8	2.6	92,477	13.8	△6.5
3 民生費	169,591	25.1	4,735	2.9	2.7	164,856	24.5	4.9
4 衛生費	61,720	9.1	3,135	5.4	△1.1	58,585	8.7	2.2
5 労働費	2,324	0.3	△401	△14.7	△0.7	2,725	0.4	△4.2
6 農林水産業費	21,057	3.1	△60	△0.3	△4.7	21,117	3.1	△3.2
7 商工費	35,331	5.2	2,749	8.4	5.6	32,582	4.8	2.7
8 土木費	104,865	15.5	△2,672	△2.5	△3.4	107,537	16.0	2.8
9 消防費	26,229	3.9	△1,623	△5.8	△1.5	27,852	4.1	8.6
10 教育費	79,675	11.8	1,018	1.3	△0.2	78,657	11.7	△0.6
11 災害復旧費	279	0.0	115	70.0	△49.1	164	0.0	△72.9
12 公債費	79,410	11.7	△176	△0.2	△0.0	79,586	11.8	3.9
13 諸支出金	240	0.0	80	50.3		160	0.0	457.1
歳出合計	676,594	100.0	4,180	0.6	0.4	672,414	100.0	1.4

##### 目的別歳出の構成比推移

(%)



(3) 性質別歳出

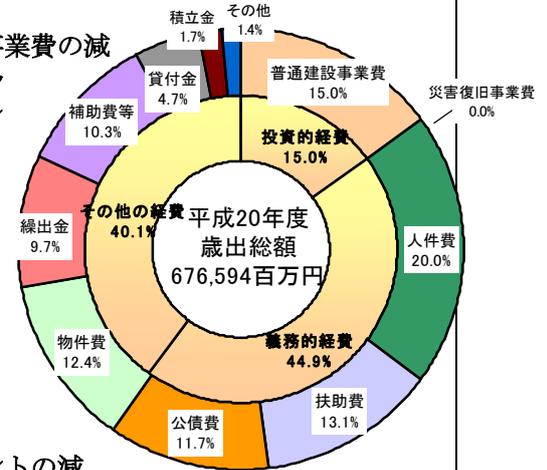
○扶助費\*1、補助費等\*2、貸付金、繰出金\*3等が増加し、人件費、普通建設事業費、積立金等が減少

【増加】

- ・ 扶助費 (+4.4%) 生活保護費、児童手当費や障害者自立支援給付費の増等
- ・ 補助費等 (+13.7%) 那須塩原市の第二期ごみ処理施設整備事業負担金の増、市町村税の過誤納還付金の増等
- ・ 貸付金 (+11.2%) 中小企業融資預託事業の増等
- ・ 繰出金 (+3.8%) 下水道事業、介護保険事業等の特別会計への繰出金の増等

【減少】

- ・ 人件費 (△2.0%) 職員数の抑制、退職者の減等
- ・ 普通建設事業費 (△4.8%) 国庫補助事業費の増を上回る単独事業費の減  
単独事業費 (△9.3%) 佐野市の新都市開発整備事業推進費の減、上三川町の総合保健福祉センター建設事業の減等
- ※普通建設の単独事業費は、平成5年度をピークに15年連続の減少
- ・ 積立金 (△30.4%) 財政調整基金積立金、減債基金積立金の減等



○義務的経費\*4の歳出に占める割合 44.9% (△0.2%)

人件費及び公債費の減少を上回って扶助費が増加したものの、歳出総額も増加したため割合は微減

○投資的経費\*5の歳出に占める割合 15.0% (△0.8%)

普通建設事業費の減少により投資的経費が前年度比4.7ポイントの減となり、構成比も過去最低

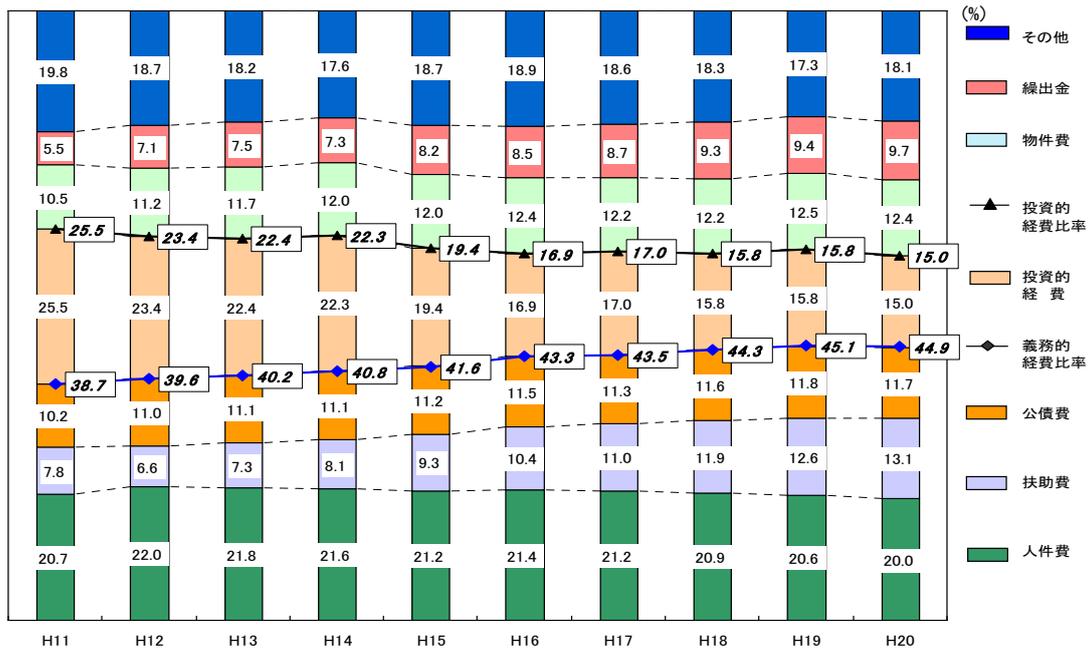
(4) 性質別歳出一覧

(単位：百万円、%)

区分	平成20年度					(参考) 全国 伸び率	平成19年度		
	栃 木 県				伸び率		栃 木 県		
	金額 A	構成比	増減額 A-B	伸び率			金額 B	構成比	伸び率
1 人件費	135,652	20.0	△ 2,789	△ 2.0	△ 2.7	138,441	20.6	0.0	
2 物件費	83,559	12.4	△ 430	△ 0.5	△ 1.8	83,989	12.5	4.0	
3 維持補修費	7,615	1.1	202	2.7		7,413	1.1	△ 8.9	
4 扶助費	88,746	13.1	3,750	4.4	3.7	84,996	12.6	7.8	
5 補助費等	69,504	10.3	8,381	13.7		61,123	9.1	1.9	
6 普通建設事業費	101,153	15.0	△ 5,153	△ 4.8	△ 1.4	106,306	15.8	2.4	
うち単独事業費	58,507	8.6	△ 5,969	△ 9.3	△ 2.0	64,476	9.6	△ 4.3	
7 災害復旧事業費	279	0.0	115	70.0	△ 49.0	164	0.0	△ 72.9	
8 公債費	79,407	11.7	△ 174	△ 0.2	△ 0.0	79,581	11.8	3.9	
9 積立金	11,353	1.7	△ 4,964	△ 30.4	4.5	16,317	2.4	△ 27.4	
10 投資及び出資金	1,745	0.3	△ 386	△ 18.1		2,131	0.3	△ 5.3	
11 貸付金	32,001	4.7	3,223	11.2		28,778	4.3	△ 1.5	
12 繰出金	65,578	9.7	2,404	3.8		63,174	9.4	2.4	
歳出合計	676,594	100.0	4,180	0.6	0.4	672,414	100.0	1.4	
義務的経費 (1+4+8)	303,806	44.9	787	0.3	0.1	303,019	45.1	3.1	
投資的経費 (6+7)	101,433	15.0	△ 5,038	△ 4.7	△ 2.6	106,471	15.8	1.9	

- \*1 扶助費……地方公共団体が生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき、被扶養者に支給する費用（独自の支出を含む）をいう。
- \*2 補助費等……報償費、負担金、補助金、交付金、賠償金、寄付金など。支出の目的、根拠、対象等によって多種多様な支出事項がある。
- \*3 繰出金……一般会計と特別会計又は特別会計相互間において支出される経費。また、定額の資金を運用するための基金への支出も含まれる。  
なお、市町村から後期高齢者医療広域連合の特別会計への負担金も、繰出金に計上される。
- \*4 義務的経費……地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ、任意に削減できないため硬直性が強い経費のこと。職員の給与等の  
人件費、生活保護等の扶助費及び地方債の元利償還等の公債費からなっている。
- \*5 投資的経費……道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費  
及び失業対策事業費からなっている。（なお本年度・前年度とも県内市町決算において失業対策費は計上されなかった）

### 性質別歳出の構成比推移



## 5 財政構造の弾力性等

- ・ 経常収支比率\*1 △2.1ポイントと3年ぶりにやや改善し86.7%  
地方交付税等の増による経常一般財源（分母）の増等  
赤字地方債である臨時財政対策債と減税補てん債を除いた比率 2.2ポイント改善し90.5%
- ・ 実質公債費比率\*2 ほぼ横ばい（0.1ポイント低下）の11.9%  
早期健全化基準である25%以上の団体 なし  
起債にあたり許可が必要となる18%以上の団体 なし
- ・ 将来負担比率\*3 10.0ポイント低下の68.1%  
市町の地方債現在高及び組合等の起こした地方債に係る市町の負担見込額の減等による  
早期健全化基準である350%以上の団体 なし
- ・ 地方債現在高 前年度比2.7%減の6,295億円  
平成18年度から3年連続で減少  
※臨時財政対策債を除く地方債現在高は12年度以降減少傾向にあるが、全体としては依然高水準
- ・ 財政調整的基金現在高 前年度比1.1%増の725億円

### 主な財政指標

(単位：百万円、%)

年度	経常収支比率		実質公債費比率		将来負担比率		地方債現在高		財政調整的基金現在高			
	栃木県 平均	(参考) 全国 平均	栃木県 平均	(参考) 全国 平均	栃木県 平均	(参考) 全国 平均	栃木県		栃木県			
							現在高	伸び率	現在高	伸び率		
16	87.4 (95.7)	90.5	/		/		668,283 (571,136)	1.3 (△3.1)	59,683 (44,996)	△0.4 (9.6)		
17	85.6 (91.3)	90.2					13.7	14.8	673,436 (558,424)	0.8 (△2.2)	64,150 (45,261)	7.5 (0.6)
18	86.5 (91.2)	90.3					13.9	15.1	667,157 (539,107)	△0.9 (△3.5)	67,457 (44,776)	5.2 (△1.1)
19	88.8 (92.7)	92.0	12.0	12.3	78.1	110.4	646,718 (510,070)	△3.1 (△5.4)	71,691 (47,358)	6.3 (5.8)		
20	86.7 (90.5)	91.8	11.9	11.8	68.1	100.9	629,471 (483,125)	△2.7 (△5.3)	72,466 (49,150)	1.1 (3.8)		

注1 経常収支比率の括弧内は、分母から臨時財政対策債と減税補てん債を除いた数値

注2 経常収支比率、実質公債費比率の市町村平均は、平成15年度までは49団体、平成16年度は44団体、平成17年度は33団体、平成18、19年度は31団体、平成20年度は30団体による単純平均(全国平均は加重平均)

注3 実質公債費比率は3年平均の数値。なお実質公債費比率は平成19年度決算分から地方公共団体財政健全化法に基づく指標となった。

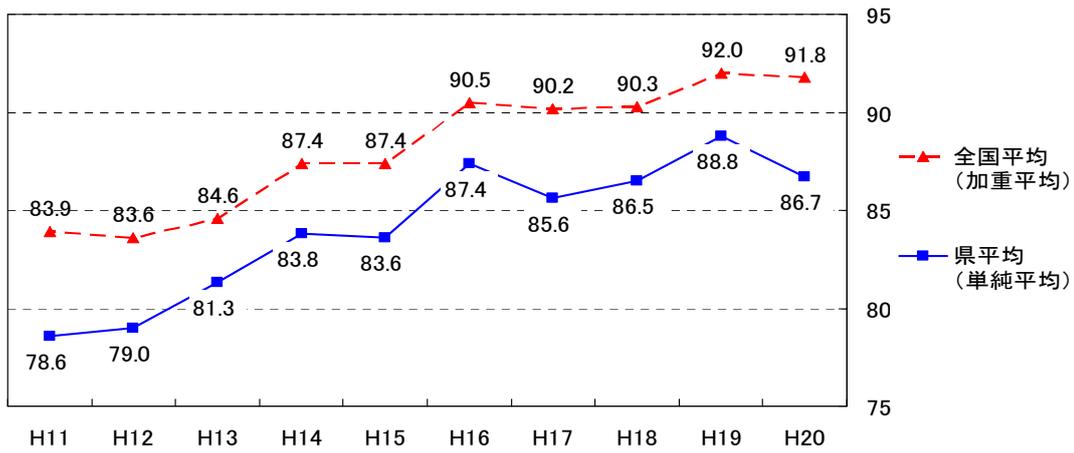
注4 将来負担比率は地方公共団体財政健全化法に基づき平成19年度決算分から設けられた指標

注5 地方債現在高の括弧内数値は、臨時財政対策債を除いた数値

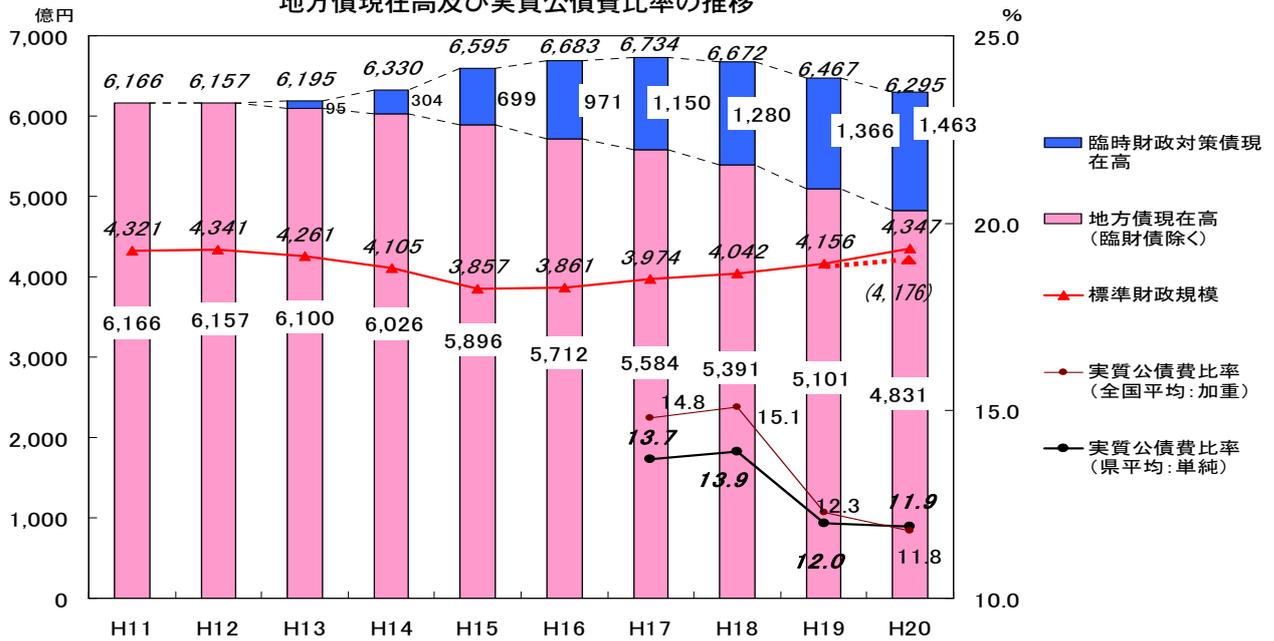
注6 財政調整的基金は財政調整基金と減債基金を合計した数値。括弧内は、財政調整基金のみの数値

### 経常収支比率の推移

(%)

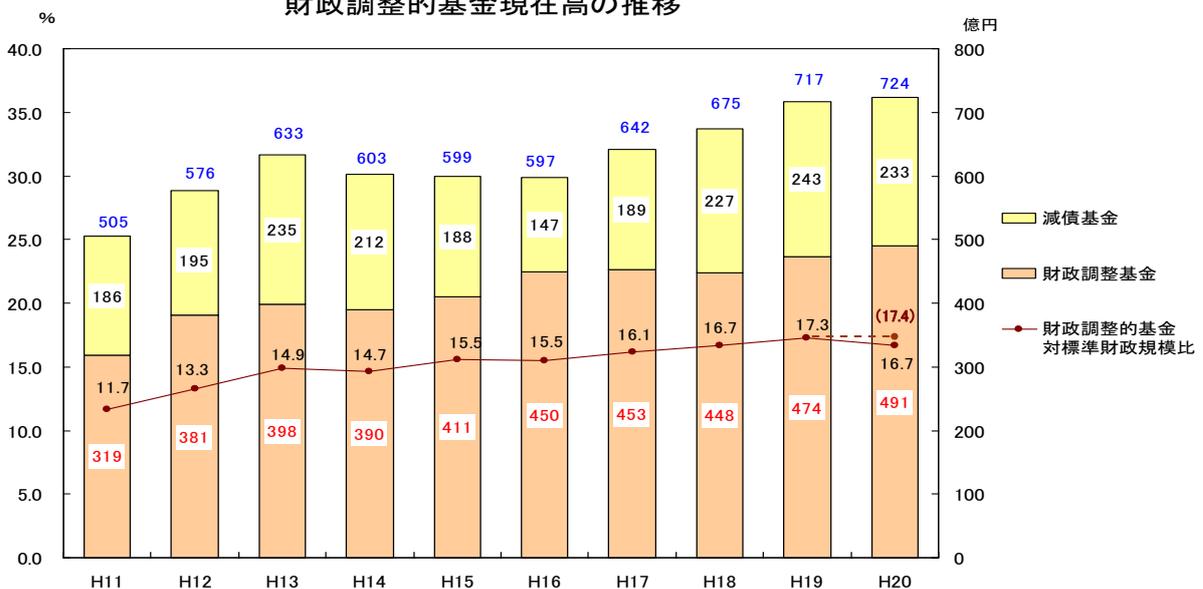


### 地方債現在高及び実質公債費比率の推移



※ 平成20年度の標準財政規模は臨財債発行可能額を含む。昨年度ベースの(臨財債発行可能額を除いた)額では4,176億円。

### 財政調整的基金現在高の推移



※ 平成20年度の財政調整的基金対標準財政規模比に関して、標準財政規模は臨財債発行可能額を含む。昨年度ベースの(臨財債発行可能額を除いた)比率は17.4%。

- \*1 経常収支比率…… 地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税などを中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）の総額に占める割合として算定される。  
この数値が高いほど財政構造は硬直化しているとされる。

$$\frac{\text{経常経費に充当した一般財源額}}{\text{経常的一般財源の総額} + \text{減税補てん債} + \text{臨時財政対策債}} \times 100 (\%)$$

- \*2 実質公債費比率……平成18年度より地方債の許可制度から協議制度への移行に伴い導入された新たな財政指標。従来の起債制限比率とは異なり、一般会計等の公債費だけでなく、公営企業への繰出しや、一部事務組合の公債費等も含めて算定するもので、自治体全体の財政状況の実態をよりの確に反映する。平成20年度からは、地方公共団体財政健全化法に基づく指標となっている。  
実質公債費比率（3ヵ年平均）が18%以上の団体は、起債にあたり許可が必要となる。また、25%以上になると早期健全化団体、35%以上では財政再生団体となる。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A+B) - (C+D)}{E - D} \times 100 (\%)$$

- A：地方債の元利償還金（繰上償還等を除く。）  
B：地方債の元利償還金に準ずるもの  
C：元利償還金等に充てられた都市計画税及び特定財源  
D：普通交付税の額の基準財政需要額に算入された地方債の元利償還金  
E：標準財政規模（※）

- ※ 標準財政規模…地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額を加算した額。次の算式で算定する。

$$\text{標準財政規模} = (\text{基準財政収入額} - \text{地方譲与税等}) \times 100 / 75 + \text{地方譲与税等} + \text{普通交付税} + \text{臨時財政対策債発行可能額}$$

- \*3 将来負担比率……平成20年度から一部施行された地方公共団体財政健全化法に基づく指標の一つで、将来負担の大きさを表す指標。将来負担額（確定債務と負担が見込まれる債務の合計）から控除額を控除した後の額の標準財政規模等に対する割合で算定される。確定債務としては、一般会計等に係る地方債残高、企業会計に係る地方債残高のうち一般会計等による負担見込額などが、負担が見込まれる債務としては、土地開発公社等の負債額や第三セクターへの損失補償額のうち一般会計等による負担見込額などがある。これらを合計したものから、充当可能基金や充当可能特定歳入、地方債残高に係る交付税基準財政需要額算入見込額を控除し、その控除後の数値の標準財政規模等に対する割合で算定する。  
将来負担比率が350%以上になると早期健全化団体となる。なお財政再生基準は設定されていない。

$$\text{将来負担比率} = \frac{A - (B+C+D)}{E - F} \times 100 (\%)$$

- A：前年度末の確定債務と負担が見込まれる債務の合計値  
B：前年度末の充当可能基金の現在高  
C：債務の償還財源に充当可能な特定の歳入の収入見込額  
D：前年度末の地方債残高に係る基準財政需要額算入見込額  
E：標準財政規模 F：事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費等

平成20年度決算統計等に基づく主要指標

	経常収支比率		実質公債費比率		起債制限比率		将来負担比率		地方債残高 対標準財政規模比※		積立金 対標準財政規模比※		財政調整基金 対標準財政規模比※		財政力指数 H18-H20平均	地方税徴収率 (現年課税+滞繰分) ※	地方税収入に 占める人件費率 %	住民一人当たり 標準財政規模 千円											
	当年度	増減	当年度	増減	当年度	増減	当年度	増減	当年度	増減	当年度	増減	当年度	増減		%	%												
1	宇都宮市	88.9	3.4	宇都宮市	9.4	0.7	宇都宮市	9.6	△ 0.5	宇都宮市	23.0	2.9	宇都宮市	119.9	△ 7.5	宇都宮市	1.10	宇都宮市	93.3	宇都宮市	35.7	宇都宮市	212						
2	足利市	93.1	0.3	足利市	10.5	△ 1.0	足利市	11.4	△ 1.0	足利市	62.6	△ 6.9	足利市	166.6	△ 8.9	足利市	7.1	△ 0.3	足利市	0.78	足利市	84.6	足利市	43.0	足利市	188			
3	栃木市	91.1	△ 2.9	栃木市	12.5	△ 0.2	栃木市	12.2	△ 0.5	栃木市	71.6	△ 13.5	栃木市	175.0	△ 12.0	栃木市	33.0	2.1	栃木市	8.1	3.3	栃木市	0.78	栃木市	89.8	栃木市	42.4	栃木市	194
4	佐野市	88.1	△ 1.3	佐野市	10.1	△ 0.3	佐野市	10.2	△ 0.2	佐野市	79.4	△ 3.4	佐野市	164.6	△ 7.3	佐野市	27.9	△ 1.5	佐野市	14.4	△ 1.5	佐野市	0.79	佐野市	89.2	佐野市	48.1	佐野市	211
5	鹿沼市	92.5	0.0	鹿沼市	8.9	△ 0.6	鹿沼市	8.3	△ 0.9	鹿沼市	74.7	△ 5.6	鹿沼市	135.7	△ 6.8	鹿沼市	24.3	△ 0.0	鹿沼市	5.1	1.0	鹿沼市	0.78	鹿沼市	89.3	鹿沼市	53.0	鹿沼市	212
6	日光市	93.2	△ 0.1	日光市	12.8	△ 0.4	日光市	12.7	△ 0.4	日光市	94.6	△ 11.5	日光市	192.7	△ 0.9	日光市	32.6	△ 0.8	日光市	16.3	0.2	日光市	0.73	日光市	80.6	日光市	61.7	日光市	259
7	小山市	83.3	△ 0.4	小山市	10.2	△ 0.9	小山市	10.0	△ 1.2	小山市	91.3	△ 7.3	小山市	152.7	△ 6.0	小山市	13.8	△ 1.8	小山市	5.9	△ 1.4	小山市	1.07	小山市	90.1	小山市	35.3	小山市	201
8	真岡市	78.6	3.4	真岡市	11.5	△ 0.8	真岡市	9.2	△ 0.4	真岡市	61.6	4.2	真岡市	130.2	△ 2.8	真岡市	32.6	0.1	真岡市	15.0	1.4	真岡市	0.97	真岡市	89.6	真岡市	29.2	真岡市	235
9	大田原市	92.4	△ 1.1	大田原市	13.1	1.0	大田原市	9.5	0.4	大田原市	108.2	2.7	大田原市	169.9	△ 2.5	大田原市	25.1	△ 3.2	大田原市	6.8	△ 2.5	大田原市	0.77	大田原市	90.2	大田原市	46.8	大田原市	243
10	矢板市	95.8	3.0	矢板市	13.2	0.4	矢板市	8.5	0.1	矢板市	97.0	△ 3.3	矢板市	162.2	△ 5.1	矢板市	26.3	0.9	矢板市	7.7	0.6	矢板市	0.83	矢板市	89.9	矢板市	39.4	矢板市	213
11	那須塩原市	97.5	0.5	那須塩原市	13.9	0.0	那須塩原市	10.8	△ 0.3	那須塩原市	66.2	4.6	那須塩原市	166.5	13.1	那須塩原市	30.1	△ 3.9	那須塩原市	6.8	△ 0.0	那須塩原市	0.90	那須塩原市	84.9	那須塩原市	35.9	那須塩原市	221
12	さくら市	85.6	△ 1.2	さくら市	13.2	△ 0.4	さくら市	8.8	0.1	さくら市	76.4	△ 10.1	さくら市	158.3	△ 2.2	さくら市	54.2	2.3	さくら市	14.2	△ 0.3	さくら市	0.78	さくら市	90.3	さくら市	44.8	さくら市	216
13	那須烏山市	90.5	0.6	那須烏山市	14.5	△ 1.1	那須烏山市	9.0	△ 0.5	那須烏山市	76.3	8.1	那須烏山市	154.4	△ 0.2	那須烏山市	54.4	4.8	那須烏山市	16.8	2.6	那須烏山市	0.51	那須烏山市	70.8	那須烏山市	74.3	那須烏山市	254
14	下野市	85.4	△ 2.9	下野市	13.9	△ 1.1	下野市	10.3	△ 1.5	下野市	28.5	△ 14.3	下野市	138.9	△ 6.4	下野市	47.7	△ 3.1	下野市	13.5	△ 0.1	下野市	0.86	下野市	94.2	下野市	37.4	下野市	215
15	上三川町	81.3	△ 10.3	上三川町	7.9	0.1	上三川町	6.7	△ 0.1	上三川町	25.4	2.8	上三川町	145.7	33.5	上三川町	62.1	14.6	上三川町	12.3	4.3	上三川町	1.27	上三川町	95.1	上三川町	26.1	上三川町	211
16	西方町	89.0	3.6	西方町	16.2	0.2	西方町	8.5	△ 0.3	西方町	75.1	△ 11.6	西方町	128.7	△ 11.3	西方町	48.6	1.2	西方町	39.9	4.6	西方町	0.61	西方町	94.2	西方町	66.6	西方町	310
17	益子町	80.3	△ 10.3	益子町	15.8	0.3	益子町	12.4	0.4	益子町	93.4	△ 25.8	益子町	141.5	△ 13.1	益子町	22.9	8.8	益子町	15.3	5.1	益子町	0.61	益子町	82.7	益子町	42.2	益子町	196
18	茂木町	89.0	△ 0.4	茂木町	13.6	△ 0.2	茂木町	8.9	△ 0.2	茂木町	121.0	△ 21.6	茂木町	190.5	7.0	茂木町	27.0	1.4	茂木町	12.7	4.7	茂木町	0.50	茂木町	87.3	茂木町	74.5	茂木町	277
19	市貝町	79.1	△ 11.9	市貝町	16.2	0.1	市貝町	14.2	0.4	市貝町	103.8	△ 37.8	市貝町	157.0	△ 10.6	市貝町	28.5	15.5	市貝町	16.1	10.1	市貝町	0.76	市貝町	93.2	市貝町	44.3	市貝町	252
20	芳賀町	61.9	△ 4.6	芳賀町	8.3	0.0	芳賀町	4.6	0.0	芳賀町	—	皆減	芳賀町	82.8	△ 3.1	芳賀町	45.0	7.3	芳賀町	24.5	5.4	芳賀町	1.33	芳賀町	94.9	芳賀町	24.0	芳賀町	349
21	壬生町	87.1	△ 2.5	壬生町	4.6	△ 0.3	壬生町	4.0	△ 0.7	壬生町	—	—	壬生町	88.8	△ 3.6	壬生町	55.8	0.3	壬生町	16.6	1.0	壬生町	0.73	壬生町	89.1	壬生町	41.3	壬生町	190
22	野木町	81.1	△ 6.8	野木町	6.1	0.6	野木町	2.0	△ 0.1	野木町	13.0	△ 10.5	野木町	84.9	△ 1.1	野木町	33.9	1.6	野木町	19.9	1.5	野木町	0.95	野木町	93.6	野木町	38.0	野木町	190
23	大平町	88.3	△ 5.1	大平町	14.2	0.2	大平町	8.2	△ 0.6	大平町	75.3	△ 36.3	大平町	114.5	△ 8.9	大平町	20.6	△ 0.7	大平町	6.2	1.3	大平町	0.79	大平町	94.6	大平町	40.1	大平町	187
24	藤岡町	85.8	△ 3.7	藤岡町	9.3	△ 0.2	藤岡町	4.2	△ 0.5	藤岡町	66.6	△ 26.4	藤岡町	108.3	△ 4.1	藤岡町	34.1	5.6	藤岡町	18.2	5.7	藤岡町	0.63	藤岡町	94.0	藤岡町	63.3	藤岡町	220
25	岩舟町	89.3	△ 2.7	岩舟町	11.4	△ 0.3	岩舟町	7.6	△ 0.4	岩舟町	80.3	△ 6.8	岩舟町	140.0	△ 11.4	岩舟町	33.2	0.2	岩舟町	9.3	△ 0.1	岩舟町	0.62	岩舟町	94.5	岩舟町	63.2	岩舟町	217
26	都賀町	86.8	2.1	都賀町	10.9	0.2	都賀町	6.0	△ 0.5	都賀町	55.3	△ 3.4	都賀町	125.8	△ 7.6	都賀町	44.4	2.1	都賀町	11.3	△ 0.3	都賀町	0.61	都賀町	93.7	都賀町	55.7	都賀町	223
27	塩谷町	80.0	△ 7.2	塩谷町	14.5	△ 0.7	塩谷町	11.1	△ 0.6	塩谷町	98.1	△ 11.8	塩谷町	183.9	△ 13.8	塩谷町	47.5	5.7	塩谷町	24.7	1.9	塩谷町	0.51	塩谷町	89.7	塩谷町	80.8	塩谷町	266
28	高根沢町	81.6	△ 4.5	高根沢町	12.9	△ 0.9	高根沢町	8.9	△ 0.1	高根沢町	63.5	△ 18.5	高根沢町	119.0	△ 9.3	高根沢町	27.0	3.9	高根沢町	18.5	5.2	高根沢町	0.95	高根沢町	95.3	高根沢町	32.1	高根沢町	203
29	那須町	94.0	△ 2.7	那須町	13.9	1.1	那須町	8.3	0.6	那須町	97.9	△ 13.8	那須町	135.6	△ 9.5	那須町	18.1	0.9	那須町	9.0	0.5	那須町	0.82	那須町	84.4	那須町	43.8	那須町	260
30	那珂川町	89.4	△ 0.2	那珂川町	12.7	△ 0.4	那珂川町	8.3	△ 0.4	那珂川町	63.8	△ 37.8	那珂川町	180.7	△ 6.7	那珂川町	72.9	1.1	那珂川町	14.6	0.1	那珂川町	0.46	那珂川町	76.9	那珂川町	98.4	那珂川町	297
	市平均	89.7	0.1	市平均	12.0	△ 0.3	市平均	10.0	△ 0.5	市平均	72.2	△ 3.8	市平均	148.0	△ 4.8	市平均	32.2	△ 0.8	市平均	10.3	0.0	市平均	0.83	市平均	89.4	市平均	44.8	市平均	215
	町平均	84.0	△ 4.2	町平均	11.8	0.0	町平均	7.7	△ 0.2	町平均	64.5	△ 17.6	町平均	130.2	△ 3.2	町平均	39.3	3.2	町平均	15.8	2.5	町平均	0.76	町平均	91.0	町平均	52.2	町平均	229
	市町平均	86.7	△ 2.1	市町平均	11.9	△ 0.1	市町平均	8.8	△ 0.3	市町平均	68.1	△ 10.0	市町平均	144.8	△ 4.3	市町平均	33.5	△ 0.1	市町平均	11.3	0.4	市町平均	0.79	市町平均	89.7	市町平均	48.7	市町平均	217

平成20年度決算統計、平成20年度決算に基づく健全化指標算定様式に基づく

(合併団体の合併前年度の指標については、合併市町村の単純計した数値を基に計算する。)

平均は、30団体ベースの単純平均。ただし、※は加重平均。

標準財政規模は、臨時財政対策債を含む値である。なお増減は、前年度の値を臨時財政対策債を含む値に置き換えて算出した。

地方債残高は、普通会計決算統計上の地方債残高である。

積立金は、財調基金・減債基金・その他特目基金の合計数値である。